

## 使用料規程

著作物を公衆送信のために録画し、著作物を録画した番組を公衆送信し、保存し、公衆送信に関連する業務に利用する場合の使用料は、次により算出した金額に消費税相当額を加算した額とする。

### 1. 日本放送協会

- (1) 全国放送  
著作物 1 点 1 回につき、15,000 円を限度とする。
- (2) 地域放送  
地域拠点局または放送局の別に応じて、第 1 項の額を減額して定めるものとする。
- (3) 衛星放送・ハイビジョン放送  
第 1 項の額を減額して定めるものとする。
- (4) 海外発信  
第 1 項の額を減額して定めるものとする。
- (5) インターネット配信  
第 1 項の額を減額して定めるものとする。

### 2. 放送大学学園

放送回数が 1 回～12 回までは著作物 1 点につき、10,500 円とする。  
なお、放送回数が 12 回を超える場合は、超える回数が 12 回毎に 10,500 円を加算した額とする。

### 附則

本規程は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。